供給条件における重要事項説明

本書面の内容は、電気供給サービス規約の一部として契約の内容となります。必ずお読みください。

このたびは、株式会社 PinT の電気料金プランにお申込みいただきありがとうございます。

1．契約のお申込方法

・お電話、インターネット等を通じてお申込みが可能です。

2．供給開始の予定年月日

・「供給開始予定日」に記載の通りです。なお、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めて電気を供給します。

3．契約の成立

・需給契約（お支払いにかかわる PinT ポイントサービスの利用契約を含みます）は、お客さまからのお申込みを、株式会社 PinT（以下、PinT）または PinT の販売代理店が承諾したときに成立します。

4．料金表

PinT でんき B

エリア	基本料金（円/10A・月）	電力量料金（円/kWh）	最低月額料金
北海道	306.90	46.78	250.80
東北	346.50	41.09	382.77
東京	257.40	41.13	235.84
中部	257.40	27.43	258.24
北陸	217.80	38.91	242.00
九州	267.30	25.59	314.79
エリア	基本料金（円/1 需要場所・月）	電力量料金（円/kWh）[15kWh をこえる 1kWh につき]	最低月額料金
関西	323.96	27.49	—
中国	472.06	44.84	—
エリア	基本料金（円/1 需要場所・月）	電力量料金（円/kWh）[11kWh をこえる 1kWh につき]	最低月額料金
四国	506.05	41.25	—

PinT でんき動力

エリア	基本料金（円/1kW・月）	電力量料金(円/kWh)	
		夏季	その他季
北海道	1,287.00	32.61	32.61
東北	1,323.30	30.50	29.05
東京	1,122.00	32.23	30.67
中部	1,144.00	17.62	16.07
北陸	1,166.00	27.42	27.42
九州	1,012.00	18.43	16.74
関西	1,078.00	14.90	13.42
中国	1,110.45	29.70	27.16
四国	1,116.50	28.10	26.66

注)夏季は 7 月 1 日～9 月 30 日、その他季は夏季を除く期間。

PinT でんき A

エリア	基本料金（円/1 需要場所・月）	電力量料金（円/kWh）[15kWh をこえる 1kWh につき]
関西	323.96	27.49
中国	472.06	44.84
エリア	基本料金（円/1 需要場所・月）	電力量料金（円/kWh）[11kWh をこえる 1kWh につき]
四国	506.05	41.25

PinT でんき C

エリア	基本料金（円/1kVA・月）	電力量料金（円/kWh）
北海道	306.90	46.78
東北	346.50	41.09
東京	257.40	41.13
中部	257.40	27.43
北陸	217.80	38.91
九州	267.30	25.59

5．料金等の計算方法

・料金は、基本料金および電力量料金の合計または最低月額料金のいずれか大きい額といたします。ただし、電力量料金は、燃料費調整額を差し引き、または、加えたものといたします。

・PinT でんき B（関西エリア、中国エリア、四国エリアを除きます）/ C/動力については、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額となります。

・燃料費調整額の算定に使用する各月の燃料費調整単価（離島ユニバーサルサービス調整単価を含みます。以下同じ。）は、[電気供給サービス規約]6 料金(4)に定めるとおりとし、毎月 PinT ホームページでお知らせします。

・電気のご利用におけるサービス料金額、ガスのご利用におけるサービス料金額、ひかりのご利用におけるサービス料金額の合計金額に応じて付与するポイントは以下に定めるものといたします。但し、初回請求および解約月の利用料金に係る最終請求時にはポイント付与を行いません。

（1）ポイント付与の対象となる電気のご利用におけるサービス料金は、基本料金、電力量料金の合計金額です。燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は含みません。

（2）ポイント付与の対象となるガスのご利用におけるサービス料金は、基本料金、従量料金の合計金額です。原料費調整額は含みません。

（3）ポイント付与の対象となるひかりのご利用におけるサービス料金は、基本料金です。

ただし、ご契約しているサービスの数が 4 を上回るお客さまの場合で、その数に 5,000 を乗じて算定された値がサービス料金合計額を上回るときのポイント付与数は 100 円につき 1 ポイントといたします。

サービス料金合計額	5,000 円までの 100 円につき	5,000 円をこえ 20,000 円までの 100 円につき	20,000 円をこえ 50,000 円までの 100 円につき	50,000 円をこえる 100 円につき
ポイント率	1 ポイント	3 ポイント	5 ポイント	7 ポイント

・ポイント付与の対象となるその他サービスのご利用におけるポイント付与数は、各サービスの利用規約に則り付与するものといたします。

・再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（円/kWh）を適用して算定します。

・料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、算定期間を「1 月」として算定します。ただし、電気の供給を開始または終了した場合や、契約電流等の変更により料金に変更があった場合は、日割計算により料金等を算定します。なお、算定期間は、原則として託送約款等に定める計量期間等とします。

6．料金の支払い等

・各月の料金その他の案内事項は、原則として PinT の Web サービスにより通知します。ただし、お客さまが希望される場合は、PinT アカウントごとに 110 円（税込）/月のご負担を条件に、紙面により通知することがあります。

・料金は、PinT が料金を請求した日以降、請求の際に PinT が指定する支払期日までにお支払いいただきます。支払を遅延する場合は、支払期日の翌日から支払いの日までの日数に応じて年率 10%の延滞利息を申し受けることがあります。

・料金その他は、口座振替、クレジットカード、払込票払い、SMS スマート決済（電子マネー等）、その他当社が指定した金融機関等

を通じた払い込みのいずれかの方法でお支払いいただきます。なお、口座振替またはクレジットカードの場合、手続きが完了するまでは払込票払いとなることがあります。
・払込票払いの場合は、各月のご請求につき、220 円（税込）の発行手数料をご負担いただきます。また、お支払いの遅延や紛失等による再発行は、別途 305 円（税込）/回の再発行手数料をご負担いただきます。

7．工事費負担金等相当額の申受け等

・PinT が一般送配電事業者から託送約款等にもとづきお客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る請求を受けた場合は、その請求金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として、原則として当該工事着手前に申し受けます。

8．契約電流、契約容量または契約電力

・「契約電流」、「契約容量」または「契約電力」に記載の通りです。

9．供給電圧、周波数

・供給電圧は、PinT でんき A/B/C の場合は原則として交流単相 2 線式標準電圧 100V もしくは 200V または交流単相 3 線式標準電圧 100V および 200V とし、PinT でんき動力の場合は原則として交流 3 相 3 線式標準電圧 200V とします。
・標準周波数は 50Hz または 60 Hz とします。

１０．使用電力量の計測方法

・使用電力量は、一般送配電事業者が設置する計量器によって計量します。ただし、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、使用電力量は、PinT が適当と判断する方法により定めます。

１１．PinT からの申し出による契約の解約

・お客さまが利用契約に基づく料金等の支払を遅延する場合、支払停止状態に陥った場合、破産手続き開始もしくはこれに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合、強制執行もしくは担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合、公租公課の滞納処分を受けた場合、電気をご使用される土地もしくは建物が賃貸物件等の場合で、その賃貸人からお客さまが退去された旨の連絡を PinT が受けたとき、または PinT が定める[PinT ポイントサービス利用規約]または[電気供給サービス規約]に反した場合には、利用契約の解約もしくは一部のサービス提供を廃止し、または利用契約もしくは新たなサービス提供開始の申込みをお断りすることがあります。

１２．託送供給等約款の遵守

・計量器の確認やお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、一般送配電事業者またはその受託者がお客さまの土地または建物に立ち入ることを承諾していただきます。その他、託送供給等約款に定める事項を遵守していただきます。
・電気の供給に必要な電気工作物（電気の引込線や計量器等）に異状もしくは故障があり、または生じるおそれがある場合、または、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または生じるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合は、すみやかに一般送配電事業者にご連絡ください。
・一般送配電事業者およびお客さまの電気工作物に故障が生じ、もしくは故障が生じるおそれがある場合、一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他工事上やむをえない場合、またはその他保安上必要がある場合には、一般送配電事業者が定める託送供給等約款にもとづき、お客さまに電気のご使用を中止、または制限していただく場合があります。

１３．違約金

・お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、PinTは、原則として、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

１４．信用情報等の共有

・お客さまが料金等の支払を遅延する場合は、名義および料金の支払状況等を他の会社等に提供することがあります。また、お客さまとの[PinTポイントサービス利用規約]に係る内容をPinTの関係会社に提供することがあります。

１５．その他

・地震などの自然災害、戦争、暴動または政府の行動などの社会的事象、コンピュータウイルスその他当社に帰責事由のない事象を原因とする損害については、当社は、責任を負いません。
・上記に記載のない事項は、[PinT ポイントサービス利用規約]または[電気供給サービス規約]（https://pintinc.jp/clause）によります。個人情報の取扱いは、「PinT ポイントサービス利用規約」（https://pintinc.jp/static/user/images/point_terms.pdf）によります。定めがないものにつきましては、「個人情報保護基本方針」（https://pintinc.jp/privacy_policy）によります。
・[PinT ポイントサービス利用規約]または[電気供給サービス規約]の変更等により、お客さまとの契約内容を変更することがあります。その場合、PinT の Web サービス等を通じてあらかじめご案内します。なお、変更しない事項については、通知を省略する場合があります。
・契約要件が異なるまたは契約容量もしくは契約電力が電気のご使用状況と著しく乖離する場合は、その内容を申し出によって変更することがあります。
・現在ご契約中の小売電気事業者との契約の解除に係る条件等については、当該小売電気事業者へご確認ください。

各種お手続き・お問い合わせ	
電話によるお手続き・お問い合わせ	ホームページ
電話番号：050-2018-8555（受付時間：10 時～17 時　※土日・祝日、年末年始を除く）	https://pintinc.jp/
小売電気事業者の名称等	
小売電気事業者（小売電気事業者登録番号：A0332） 〒101-0041　東京都千代田区神田須田町一丁目１６番５号　株式会社 PinT　代表取締役　木幡 禎之	

■契約解除（クーリング・オフ）に関する事項

当契約が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合で、お客さまが契約解除（クーリング・オフ）を行おうとする場合には、下記内容を十分お読みください。

1．お客さまが PinT または PinT の代理店の勧誘を受け契約された場合、本書面を受領した日から起算して 8 日を経過する日までの間は、書面または電磁的記録により契約のお申込みの撤回または契約の解除を行うことができます。

2．1．にかかわらず、お客さまは、PinT または代理店が契約のお申込みの撤回もしくは契約の解除に関する事項につき不実を告知したことにより誤認をし、または、PinT または代理店がお客さまを威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約のお申込みの撤回もしくは契約の解除を行わなかった場合には、PinT または代理店がクーリング・オフ妨害の解消のため交付した書面をお客さまが受領した日から起算して 8 日を経過するまでは、書面または電磁的記録により当該契約のお申込みの撤回または契約の解除を行うことができます。

3．契約のお申込みの撤回または契約の解除は、当該撤回または解除に係る書面または電磁的記録を発した時にその効力を生じます。

4．契約のお申込みの撤回または契約の解除があった場合、以下の通りといたします。

・PinT または代理店は、当該撤回または解除に伴う損害賠償または違約金を請求いたしません。

・既に契約にもとづき電気が提供されたとしても、当該電気に係る対価その他の金銭の支払を請求いたしません。

・契約に関連して金銭を受領しているときは、PinT は、速やかにその全額を返還いたします。

・契約に係る電気の提供に伴いお客さまの土地、建物その他の工作物の現状が変更されたときは、PinT に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

・書面送付先　〒980-0802 宮城県仙台市青葉区二日町 12-30 日本生命仙台勾当台西ビル 6F
株式会社 PinT　カスタマーサポート　クーリング・オフ担当

・電磁的記録による契約解除については、下記 URL よりお問い合わせフォームに必要事項のご入力をお願いいたします。
お問い合わせフォーム URL：https://pintinc.jp/contact

【注意事項】プランの切替日以降に契約解除（クーリング・オフ）されますと、電気が使えなくなりますので、契約解除の申請にあたっては、あらかじめ他の小売電気事業者と電気の契約を締結してください。